



5月は消費者月間！

暮らしの安定と向上を目的として、1968年に「消費者保護基本法」が制定されました。その後、この基本法の制定10周年の1978年には、5月30日を「消費者の日」と定め、さらに制定20周年の1988年には5月を「消費者月間」としました。

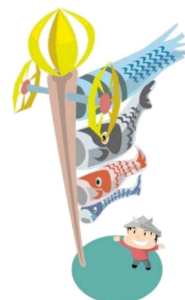
全国統一テーマ

デジタル時代に求められる消費者力とは



◎ 家庭用灯油、プロパンガス、ガソリン等の価格調査結果(消費税込み価格)

函館市市民部 くらし安心課調べ (電話 21-3189)		家庭用灯油	プロパンガス	軽油	A重油	ガソリン
		1ℓ ホームタンク	5m ³	1ℓ	1ℓ	1ℓ レギュラー現金
R6.3.12	平均	123.07	6,634.50	155.21	120.53	173.89
	最高	139.00	8,121.00	161.79	139.00	181.50
(単位:円)	最低	103.00	4,453.00	150.00	100.00	170.00
R6.4.12	平均	123.13	6,661.94	155.97	120.90	174.65
	最高	140.00	8,121.00	162.89	140.00	181.50
(単位:円)	最低	104.00	4,451.00	151.00	101.00	171.00



函館市消費生活センターのご案内

消費生活センターでは、消費生活に関する相談を受けております。
お気軽にご利用ください。なお、相談料は無料です。

＜相談時間＞ 平日 午前9時～午後4時

【5月の休所日】 土曜日・日曜日・祝日

＜所在地＞ 〒041-0806 函館市美原1丁目26番8号 函館市亀田支所1階
相談専用電話 0138-83-7441 FAX 0138-84-5524



消費生活に関する情報を函館市のHPでもお知らせしています。
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/kurashi/>をご覧ください。



発行 函館市消費生活センター

見守り 新鮮情報

事例1 宅配業者名で **SMS** が届いた。ちょうど荷物が届く予定だったので、SMSに書かれていた **URL** を **クリック** して、記載されていた指示どおりに、**ID** や **パスワード** 等を **入力** した。しかし、その後11万円を **不正利用** されていたことが分かった。(60歳代)

事例2 スマートフォンに「ETCカードを更新するように」との **メール** が頻繁に入るようになった。所有しているクレジットカード会社発行のETCカードの手続きが必要なのかと思い、**URL** を開いて **メールアドレス** や **パスワード**、**クレジットカード番号** 等を **入力** した。その後、カード会社に連絡をすると **覚えのない決済** があり、1万2千円が使用されていた。(70歳代)



SMSやメールでの フィッシング詐欺に注意

ひとこと助言

正規のサイトから
アクセスしよう



見守るくん

- 実在する組織をかたるSMSやメールを送信し、IDやパスワード、暗証番号、クレジットカード番号等、個人情報を詐取したうえ、クレジットカード等を不正利用するフィッシングに関する相談が多く寄せられています。
- 記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトや正規のアプリからアクセスするようにしましょう。
- フィッシングサイトに個人の情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用されるおそれがあります。絶対に入力してはいけません。情報を入力してしまったら、同じIDやパスワード等を使っているサービスを含め、すぐに変更し、クレジットカード会社や金融機関等に連絡しましょう。
- IDやパスワード等の使い回しを避けることで被害の拡大を防ぐことができます。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の **消費生活センター** 等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。